

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱

〔平成 17 年 10 月 27 日
日本学術会議第 4 回幹事会決定〕

改正 平成 18 年 2 月 23 日日本学術会議第 9 回幹事会決定
平成 18 年 3 月 23 日日本学術会議第 10 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、科学者の行動規範に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第 2 委員会は、科学者コミュニティの自律性・倫理性を強化、担保するため、科学者の行動規範について調査審議する。

(組織)

第 3 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 18 年 10 月 31 日まで置かれるものとする。

(分科会)

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
行動規範作業分科会	行動規範の原案に関する事	委員会の委員 5 名程度
憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関する事	委員会の委員 4 名程度

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第二担当)において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日日本学術会議第 9 回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日日本学術会議第 10 回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。